

令和6年度 五和小 生活の約束

天草市立五和小学校

【登下校】

- ①登校は、登校班による集団登校とする。
- ②集合時刻を守り、通学路を一列で歩く。国道沿いの歩道を歩くときは、車道から遠い方を歩き、他の通行者の迷惑にならないようする。
- ③学校を休んだり、遅れたりする場合は集合前に班長に連絡し、8時10分までに学校へ連絡する。
- ④下校はできるだけ近所の人と一緒にする。
- ⑤より道をせずに、まっすぐ家に帰る。
- ⑥部活動、社会体育後の下校時は安全タスキを必ず着用する。
- ⑦スクールバスのきまりをしっかり守る。(別紙「スクールバス利用のきまり」)
- ⑧保護者の車は、学校内に乗り入れない。(許可証がある場合は可)

【校内】

【くらし方】

- ①相手に伝わる明るいあいさつ、大きな返事を必ずする。
- ②上ぐつを着用し、ろうかは右側を静かに歩行する。
- ③休み時間中に授業の準備をすませ、一分前になったら席についておく。
- ④名前は「くん」「さん」をつけて呼ぶ。
- ⑤はき物のかかとをきちんとそろえて並べる。(くつばこ、トイレなども)
- ⑥児童玄関以外の出入り口は原則として使用しない。駐車場では白線の内側を通る。
- ⑦ベランダには、掃除のぞうきんをとるときや先生の許可を得た時以外は出ない。
ベランダから各教室に行き来をしない。ベランダや吹き抜けの壁にのぼったり、体を乗り出したりしない。
- ⑧許可なく、自分の学級以外の教室、屋上、非常階段、中学校の校舎へは入らない。
図書室上部の屋根部分やその他の立入禁止の貼り紙のある場所には入らない。
- ⑨エレベーター や多目的トイレは、けが等で必要な場合を除き、使用しない。エレベーターの行き先ボタンにはさわらない。
- ⑩渡り廊下では、土足禁止部分のみを歩行する。体育館横トイレは、上ぐつからトイレ用スリッパにはきかえて使用する。
- ⑪オーリープの植わっている土手は行き来しない。(階段と保健室前坂道は可)
- ⑫運動場や校舎の周囲のフェンス(調整池もふくむ)、ネット等には登らない。
- ⑬ポールがフェンスをこえた場合は、先生に伝えてから取りに行く。
- ⑭屋休みに使用する道具は学校内にあるものとする。(野球ボールやバレーボール等は持ってこない)
- ⑮放送室には、委員会等で用事のある児童以外は入らない。
- ⑯手紙のやりとりはしない。

【服そつ】

- ①名札をきちんとつける。
 - ②シャツや体育服をズボンやスカートの中に入れる。
 - ③スカートのひもは下がらないように、長さを調節する。(女子)
 - ④スカートの下に、体育服の短パンをはかない。スクールパンツは可。(女子)
 - ⑤前髪が目にかかるないようにする。髪が長い場合はゴムで結ぶ。髪の毛の色を変えたり、パーマをかけたりしない。特別な髪型にしない。
 - ⑥ゴムや髪留め、ベルトは派手でないものにする。(黒、こん、茶色)
 - ⑦くつ下の色は、黒やこん、白など派手でない、単色のものにする(ワンポイントは可)。
くるぶしが見えるソックス・ひざ上ソックスははかない。儀式的行事では必ず白色を着用する。(くるぶしを完全に隠す)
タイツやレギンスは可。ただし、スカートから出るスパッツ等は不可。
 - ⑧冬場、寒い場合は標準服の中には、スクールセーターを着る。
手袋、ネックウォーマーは、登下校時のみ着用できる。校内では標準服で過ごす。
(別紙: 寒い時期の服装等について)
 - ⑨カイロは原則として使用しない。
 - ⑩登下校時や屋外では帽子をかぶる。体育館以外の校舎内では、帽子をかぶらない。
- ※その他、不明な点があれば、たずねてください。

【持ち物】

- ①持ち物にはすべて名前を書く。体育服には前面にゼッケンをつける。
- ②筆箱には、必要な物だけ入れる。(鉛筆5本、消しゴム、赤鉛筆、青鉛筆、定規、名前ペン)
集中力を欠くような文房具は不可(飾りのついたキャップ、おもちゃになる消しゴム等)
- ③上ぐつ・歯ブラシ・コップは、週末に必ず持ち帰り、清潔に保つ。
- ④おもちゃ、ゲーム、携帯電話、メモ帳等、学習に必要のない物は持ってこない。

【木交 タト】

- ①早寝、早起き、朝ご飯などの規則正しい生活をする。
- ②午前10時までは友達をさそわない。門限を守る。(長期休業以外も)
(5~8月→午後6時 11~2月→午後5時 3、4、9、10月→午後5時30分)
- ③五和小学校区以外には、家の人は(保護者)と一緒に出かける。
- ④出かけるときは「どこへ、だれと、何をしに、何時に帰る」を家の人に伝える。
- ⑤一人で遊びに行ったり、近くに人家のないところなどを通ったりしない。
- ⑥知らない人からの誘いには絶対にのらない、ついていかない。
(不審な人や車を見かけたら大人に知らせる)
- ⑦保護者のいない家の中では子どもだけでは遊ばない。よその家に行ったときは礼儀正しい行動をとり、迷惑をかけない。
- ⑧昼は一度家に帰り、昼ご飯を食べてから遊びに行くようとする。
- ⑨遊ぶ場所のルールを守る。許しを受けてから遊び、お礼を言ってから帰る。
- ⑩学校敷地内での菓子類の飲食、ゲーム機の使用はしない。
- ⑪危険な場所では遊ばない。川や海、山では子どもだけでは遊ばない。
海水浴、魚釣りは保護者同伴で行う。
- ⑫危険な遊びをしない。(ローラースケートやスケートボード、キックボードなどは、道路、歩道、駐車場では乗らない。)
- ⑬危険な物を持ち歩かない。(マッチ、ライター、ナイフ、ゴム銃、エアガン、ガス銃)
- ⑭用もないのにお店やスーパーに行かない。ゲームコーナーで、子どもだけでは遊ばない。
- ⑮お金やゲームソフトなどの物の貸し借りや交換、売買はしない。
- ⑯インターネットやメール、スマートフォン、LINE等の利用については、各家庭でルールを決め、守るよう徹底する。
- ⑰外泊や夜間外出はしない。
- ⑱家族の一員として進んで家の仕事(手伝い)をする。
- ⑲各地区の公園、広場、旧小学校(旧御領鬼池小、旧手野小、旧城河原小、旧二江小)の使用については以下のことを守る。
 - ・遊ぶときは、必ず保護者の許可を得る。一人では遊ばない。(不審者対応)
 - ・安全に気を付ける。物を壊さない。使ったものは片付ける。校舎、建物には入らない。

【交通】

- ①信号を守り、手を挙げて「右、左、右」を確認して渡る。
- ②道路での遊び、飛び出し、車の直前直後の横断はしない。
- ③自転車に乗るとときは必ずヘルメットをかぶり、左端を通行する。
- ④道路の横断は、横断歩道を押して渡る。
- ⑤二人乗りや並進は絶対にしない。
- ⑥歩道のない国道など、危険な道路は自転車に乗らない。歩かない。
- ⑦自転車の点検は定期的に行い、必ず保険に加入しておく。
- ⑧児童だけで自転車で出かけることのできる範囲のめやすは、次のとおりである。ただし、自転車の運転技能等を考慮し、行動範囲は各家庭で話し合う。

【乗車・徒步禁止区域】

- ・手野・城河原の新道
- ・御領神社～小串交差点
- ・御領幼稚園の前

1・2年生……庭や広場(道路は保護者といつしょに)
3~6年生……旧5校区内(鬼池、御領、二江、手野、城河原それぞれの地区内)
※ただし、3年生以上の鬼池地区児童は、自宅から学校までの乗車を許可する。(部活動、社会体育、プール及び学校から指示された活動に限る)

【危険区域】

- ・大きな橋(通詞大橋・二江大橋・若宮大橋)は自転車を押して渡る。
- ・御領幼稚園前は、自転車を押して通る。
- ・二江の土浦地区等、道が狭い所は、特に気をつけて走行する。